

「水の木（水の木）林道改良工事」

質問事項	回答事項
1. 掘削工（道路より上の切土）の施工において掘削勾配1：0.3法長9.0mを山積0.8BH掘削となっていますが、通常の施工では届かないので大型土のう等を設置し盛土による足場等が必要かと思ひます。また、指定機械である山積0.8BHでは旋回ができないのと、盛土箇所が設計のBHの安全な施工可能幅を確保出来ないと思ひますが山積0.45BHへの設計変更は可能でしょうか？ さらに、どのような施工を行っても河川に掘削土が落ちると思ひます。この対応についてどの様にお考えでしょうか？	1. バックホウのアームが届かない掘削高5.0m以上については、火薬併用掘削を行うこととし、単価に計上しています。 掘削については、横断図の山側掘削等により、山積0.8m3の施工幅が確保できると考え設計しております。安全上等で問題がある場合は、別途協議書を提出して頂き、変更要否を決定します。 掘削（床掘）土は極力河川内に落ちないように施工頂き、結果として落ちてしまったものは河川管理者と協議します。
2. コンクリート擁壁工の床掘（軟岩Ⅱ）において、擁壁工の高さが6.5mあり、機械の作業床を2～3m程掘り下げ、同時に作業半径も確保する必要があります。 しかし山積0.8BHでは旋回可能な幅を確保することは不可能かと思ひます。山積0.45BHへの設計変更は可能でしょうか？もしくは河川側に作業床設置の設計変更は可能でしょうか？	2. バックホウのアームが届かない範囲は路盤面を下げての施工を想定していますので、必要な場合は協議により、床掘範囲を拡大します。併せて作業範囲も確保します。
3. 特殊モルタル取壊しにおいてモルタル吹付ガラの処分費は計上されていますが、現地にはラス網もありラス網の処分費計上は可能でしょうか？	3. モルタルとラス網の分離は難しいと考えており、一体で処分となります。数量は実際に処分した実数量に変更しますので、実施後にマニフェストを提出頂きます。
4. チェンソー伐開において普通作業員、特殊作業員の施工とされていますが、施工箇所は安全帯での作業となる為法面工か山林砂防工への設計変更は可能でしょうか？	4. チェンソー伐開については、「森林整備保全事業標準歩掛の制定について」に基づき、普通作業員と特殊作業員の施工としているものであり、ご理解下さい。
5. 掘削土仮置き・残土処理において10tダンプトラックが計上されていますが転回場所を考慮した場合バックでの走行距離が長く危険かと思ひます。又仮置き場所は広い場所がない様に思われますので4tダンプトラックへの変更は可	5. 再生碎石等の見積価格徴収に当たり、運搬業者が事前に現地確認のうえ、10tダンプトラックでの搬入を可能と判断したこと等を踏まえ、総合的に判断して10tダンプトラック運搬で設計しています。 ただ、施工上どうしても困難な場合は別途協議書

質問事項	回答事項
能でしょうか？ 6. コンクリート擁壁工②が起点より2mがH=3.0mその場所でH=2.5mと0.5m上り、またH=3.0mに下り2mと7.0mの間で3か所の段差がある展開図ですが、地山からの土被りで設計されていると思います。 段差があることでコンクリートの圧密の関係でクラックが入りやすい為通常は伸縮目地を入れると思いますが、細かすぎてかえって弱い構造物になるかと思います。 特にこの様な危険な現場では標準の決まった規格で設計するのではなく、現場にあった設計を希望します。落札業者が変更を協議した場合は変更可能でしょうか？ 又、終点側の小口止が擁壁工底盤下までコンクリートを打設するようになっていますが、できた構造物の下を掘るのは安全上施工できないのと、構造上問題があると思いますがどの様にお考えでしょうか？ 7. 歩行者の通行止めは可能でしょうか？ 歩行者通路が必要な場合は、別途仮設道路の計上をお願いします。	を提出頂き、変更要否を決定します。 6. コンクリート擁壁工2は、林道としての目的を達成する必要最小限かつ適正な擁壁高を検討し、結果として段差のある設計となったもので、設計上は必要な強度が確保できていると考えています。 落札業者から変更協議があった場合は、内容に基づき、施工上・安全上等で妥当性を検討し、変更要否を決定します。 終点側の小口止めコンクリートは、最初にコンクリート擁壁と小口止めの床掘を行い、その後小口止めコンクリート、最後にコンクリート擁壁の順番で施工を想定しています。 7. 工事中は、安全確保のため歩行者通行止とします。